

舞鶴市 農機具等農業設備復旧支援事業
(農業用機械・農業用倉庫等)

1

農業用機械等の修理・再取得に要する経費、農業用倉庫の修理等を補助します。

対象者	平成30年7月豪雨により被災された販売農家・畜産農家・営農組合団体等
対象事業	農業用機械（トラクター・コンバイン等）の再取得・修理、農業用倉庫等の修理費等 【対象事業費 合計 30万円以上】
補助率	3/10 以内 (平成29年台風21号と連続被災の場合は4/10 以内)
限度額等	50万円（府基準を満たす農業用機械の再取得は100万円） 【平成29年台風21号と連続被災の場合75万円（府基準を満たす農業用機械の再取得は150万円）】
申請締切	1次×切 平成30年 8月24日（金）まで 2次×切 平成30年 9月21日（金）まで

- ※注意1 共済金+補助金が事業費を越えない範囲で補助金を交付します。
- ※注意2 農業用機械の再取得の場合は、被災したものと同程度のものが対象であり、京都府の基準（耐用年数内の農業用機械の更新）によるものとし、限度額を引き上げます。
- ※注意3 連続被災とは平成29年21号台風で被災し、市の支援事業若しくは農業改良普及センター補助（10万円上限補助）の対象になった方
- ※注意4 補助金の申請には被災状況が確認できる資料（写真等）が必要となります。
- ※注意5 事業費30万円未満は“農業者等復旧応援事業(府事業)”「別紙」を参照

＜お問い合わせ先＞
舞鶴市役所農林課（電話 66-1023）